

第 264 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1 かすみがうら市農業委員会告示第 5 号

令和 8 年 5 月 1 日かすみがうら市農業委員会告示第 5 号をもって、令和 8 年 5 月 11 日(月)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 264 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2 総会の日時および場所

令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	12 番 矢口 明之	13 番 福田 美保
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4 欠席委員

11 番 岡部 正仁

5 説明のため出席した者

事務局長 齋藤 英憲 事務局長補佐 澤田 幸一 係長 松澤 智之
主任 齋藤 秀樹

6 議事録署名委員

1 番 石塚 洋二 14 番 関 宏幸

7 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第15号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第22号 現況証明願の交付決定について

議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利
用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 08 分閉会

事務局長	ただ今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。 ただ今から、令和 8 年第 264 回農業委員会総会を開会いたします。 なお、委員会会議規則第 4 条により、11 番 岡部 正仁委員から欠席届が提出されております。 それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、1 番 石塚洋二委員、14 番 関 宏幸委員を指名します。 なお、本日の会議書記は、事務局の齋藤主任を指名します。
議長	次に、日程の決定について、お諮りします。 ただ今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議なしと認め、さよう決しました。
議長	次に、報告 15 号および第 16 号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。
委員	議案 16 号の 17 番の案件、営農型太陽光の合意解約の案件ですが、司法書士が窓口になっており、その方から合意解約を取りたいと、また今後の事業は後継者が継続して行っていきたいというような内容とお聞きしております。 その契約が整っているのか、事務局としては確認されていますか。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	委員ご指摘のとおりで、この後説明する予定でしたが、18 条に係る議案書 22 ページの 3 番で後継者が営農型太陽光事業を行っていくという内容で申請がされております。
委員	一方で解約して、一方で継続申請。同時進行なのですね。わかりました。
議長	その他、ご意見等ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、報告第 17 号「農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
6 番 井坂 孝雄	4 月 30 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、廣瀬委員と宮本委員と私 井坂の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明します。 番号 1 番の農地は、●●●●の●●●●●●から約 70m 北に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていきました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。ブルーベリーを作付けする計画です。 続きまして、番号 2 番の農地は、●●●●の●●●●●●●●から約 900m 西に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていきました。

	申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。 続きまして、番号 3 番の農地は、●●●●●●●●から約 900m 東に位置する畑 2 筆になります。現地は、きれいに管理されていました。 申請人は、営農型太陽光発電事業継続のため、今回の申請に至りました。ミョウガを作付けする計画です。 続きまして、番号 4 番の農地は、●●●●●●●●から約 600m から 800m 西に位置する田 3 筆・畑 8 筆 合計 11 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻・ナスを作付けする計画です。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	4 番の売買価格が安すぎると思うが、価格設定の根拠はありますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	非常に安価であると思い、申請書を持参した代理人に内容確認させていただいております。 申請人は、当該地は相続した農地であり、自分でも他の作物の耕作で手が回らないといった現状で、当該地の処分をしたいという強い意向があり、このような低額での売買でまとまったと聞いております。 事務局としては、特に意見等をすることなく、申請書をお受けさせていただきました。

議長	その他、ございますか。
委員	3 番の案件、この案件の受付日が 4 月 23 日、先ほどの 18 条の説明の中で解約の受付が 4 月 24 日、となりますと、解約の受け付け前に新たな貸借権を認めることが適切なのか確認いたします。
議長	暫時休憩といたします。
議長	会議を再開いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 21 ページ、番号 17 番で、今ご指摘のございました 18 条の合意解約、備考欄に令和 8 年 4 月 24 日受付と表記されておりますが、3 条の申請と同日で受付をさせていただいておりますので、この表記を 4 月 23 日と訂正をさせていただきます。大変失礼しました。
議長	その他、ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 番号 1 番ないし番号 4 番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 17 号 4 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	(事務局朗読)

議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
6 番 井坂 孝雄	それでは説明します。 図面番号 1 番も併せてご覧ください。 番号 1 番の申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。この土地は、令和 7 年 9 月 10 日付けで観光農園建設に伴い 4 条の転用許可がされた土地ですが、今回、建築予定箇所が埋蔵文化財包蔵地に該当し、建築物を移動させる必要性が生じたため、事業計画の変更が必要となり、変更申請が提出されたものです。 現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できたので、事業計画を変更しても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案第 18 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 議案第 18 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」を上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	（事務局朗読）

議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
6 番 井坂 孝雄	それでは説明します。 図面番号 2 番も併せてご覧ください。 番号 1 番の申請地は、●●●●●●●●から約 900m 東に位置する農地となります。令和 7 年 6 月 13 日付けで太陽光発電施設に伴う 5 条の転用許可がされた土地ですが、今回、電力負担金の高騰や現場の施工制限等の条件により、採算性が取れないと判断したことによる許可の取消願が提出されたものです。 現場を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないものと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案第 19 号について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	取消事由が、「現場の施工制限等の条件により」とありますが、どのような制限があったのか教えてください。
議長	暫時休憩します。
議長	会議を再開します。 事務局の説明を求めます。
事務局	こちらの現場の状況というのが、文化財の試掘作業をしたうえで、文化財が土地の半分以上から出土してしまった。 また、切土ができない状態なので、波板の追加費用の発生。それと併せて電源の引き込みのための東電への負担金の支払いが想定より大きかった。といった複合要因により事業採算が取れないと判断し、取消したいとの意向でした。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。

	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 議案第 19 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
8 番 廣瀬 栄二	それでは説明します。 番号 1 番から 2 番になります。 こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため、一括で説明します。 図面番号 3 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●の●●●●●から約 500m 西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域内であり、令和 8 年 3 月 24 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 3 番になります。 図面番号 4 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約 350m 南東に位置する畑 1 筆になりま

	す。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 4 番になります。 図面番号 5 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●の●●●●●から約 1km 北に位置する田 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域内であり、令和 8 年 3 月 6 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 5 番になります。 図面番号 6 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約 200m 南東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 6 番になります。 図面番号 7 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 400m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 7 番になります。
--	--

	図面番号 8 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 700 北東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 8 番になります。 図面番号 9 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、自己用住宅用地として使用するため、今回の申請に至りました。 また、令和 8 年 4 月 23 日付けで開発行為許可申請書を提出しております。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしているものと考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 番号 1 番ないし番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 20 号 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。

議長	次に、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について」を上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
10 番 宮本 康子	それでは説明します。 図面番号 10 番も併せてご覧ください。 番号 1 番の申請地は、●●●●●の●●●●●●●●●●から約 900m 西に位置する畑 1 筆になります。この土地は、令和 7 年 9 月 25 日付けで太陽光発電施設に伴う 5 条の転用許可がされた土地ですが、事業計画面積縮小に伴い、許可の変更申請が提出されました。 現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、事業計画を変更しても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案第 21 号について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	当初の面積より減少してますが、パネルの枚数も減っているのでしょうか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	面積の変更のみで、パネルの設置枚数に変更はありません。
議長	そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	面積が減少したということですが、この差が生じた原因は、どういう状況だったのでしょうか。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	元々転用せずに、元来民民間で譲り渡す約束であった土地まで含めて太陽光発電事業者の事業用地として転用しまったため、それを是正するための申請となっております。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	金額の変更はないのですか。
事務局	金額の変更はないと聞いております。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 議案第 21 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 22 号「現況証明願の交付決定通知について」を上程します。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いします。
10 番 宮本 康子	それでは説明します。 番号 1 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約 850m 南東に位置する畑 1 筆になり

	ます。こちらは、20 年以上まえから居宅・車庫・倉庫として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案第 22 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 議案第 22 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 23 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進案の決定について」を上程します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	（事務局説明）
議長	事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 48-1 番について審議します。 9 番小倉達也委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩します。 （9 番 小倉 達也委員 退席）

議長	会議を再開します。 番号 48-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 番号 48-1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 48-1 番は原案のとおり決定いたします。
議長	9 番小倉達也委員の入室を認めます。 暫時休憩します。 （9 番 小倉 達也委員 入室）
議長	会議を再開します。
議長	次に、番号 48-1 番を除く案件について、審議します。 番号 1-1 番ないし番号 47-1 番、番号 49-1 番ないし番号 64-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決します。 番号 1-1 番ないし番号 47-1 番、番号 49-1 番ないし番号 64-1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし番号 47-1 番、番号 49-1 番ないし番号 64-1 番は原案のとおり決定いたします。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	来月の総会は、6 月 10 日（水）午後 2 時から予定しております。

議長	なお、次回の事前調査員は、7 番齋藤務委員、9 番小倉達也委員、11 番岡部正仁委員です。日時は、6 月 3 日（水）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。 よろしく申し上げます。 以上を持ちまして、第 264 回農業委員会総会を閉会します。 慎重審議、大変ご苦労様でした。 かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。 かすみがうら市農業委員会会長 _____ 飯田 敬市 _____ 署 名 委 員 _____ 石塚 洋二 _____ 署 名 委 員 _____ 関 宏幸 _____
----	--